

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 30 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に係る
法人等向け説明会の開催について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、行政上の措置等を定めることにより、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として、令和4年12月に国会で成立し、令和5年6月1日までにこの法律の全ての規定が施行されました。

今般、消費者庁では、寄附を募る法人等が不当な寄附勧誘について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、別紙のとおり、全国3か所（東京都、大阪府、福岡県）及びオンライン配信において不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催いたします。

また、令和5年10月には、不当な寄附勧誘の被害に遭われた方を始め、より多くの方々に向け、この法律の趣旨を広く周知することを目的としたポスターを作成したところですので、貴会におかれましても、貴会員病院等に対して周知等の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

不当寄附勧誘防止ポスター（消費者庁ウェブサイト）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_231023_01.pdf